新ひだか町

新 財政計画

【令和４年度～令和８年度】

目　　次

はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

1　計画の趣旨と位置付け ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

2　計画期間と会計単位 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
(1) 計画期間　　(2) 会計単位

3　計画の検証 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

4　計画目標と計画値の推計方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
(1) 計画目標　　(2) 計画値（目標値）の推計方法

歳入の推計
① 町税 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
② 地方交付税 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
③ 地方譲与税、税交付金等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
④ 地方債 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
⑤ その他の収入 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

歳出の推計
① 人件費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
② 物件費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
③ 維持補修費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
④ 扶助費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
⑤ 補助費等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
⑥ 投資的経費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
⑦ 公債費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
⑧ 積立金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
⑨ 貸付金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
⑩ 繰出金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

地方債残高の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

主な財政指標の推移
① 経常収支比率 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
② 実質公債費比率 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
③ 将来負担比率 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

5　財政計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

はじめに

新ひだか町第２次総合計画の目標の一つとして掲げている「安定した行財政基盤づくり」を推進するため、「経費節約への工夫」、「預金を増やすための工夫」、「借金を減らすための工夫」などの取組みを行っていますが、急激な人口減少などにより、町税や地方交付税などの収入が減少していく中で、限られた収入の効率的かつ効果的な使い道を考え、最大限の効果が得られるような取組みを進めていかなければなりません。

このような中、世界中で猛威を振るった新型コロナウイルス感染症の拡大は、当町においても住民生活や地域経済に大きな影響を及ぼし、停滞した経済活動や疲弊した地域経済の回復には時間がかかると見られており、感染症対策や新しい生活スタイルへの対応など、新たな行政需要が今後において地方財政運営への負担になるものと考えられます。

様々な課題解決に向けた取組みを積極的に行いつつも、真に必要な行政サービスを選択し、徹底した経費の管理を行うための指針とするとともに、当町の財政状況がより現実に近い状況として見えるように一般財源ベースで新財政計画を策定しました。

1　計画の趣旨と位置付け

平成１８年３月の市町村合併により『新ひだか町』が誕生し、１５年が経過しました。合併当時はとても厳しい財政状況にあり、平成１９年度においては、かつて経験したことがないほどの危機的な状況となったことから、財政破たんを回避するための行動計画として、平成１９年度から平成２９年度までの長期的な財政計画を策定しました。

しかし、平成２５年度以降、基金の繰替え運用や、先送りしていた施設整備の財源調達、生産年齢世代を中心とした人口減少に伴う税収の減少により、平成１９年度の財政状況を上回る危機的な状況にあったことから、明確な年度ごとの目標数値を設定し、平成２９年度から令和３年度までの新たな財政計画（以下「新財政計画」という。）を策定しましたが、令和３年度をもって計画期間が満了となります。

このことから、令和４年度以降における計画を引き続き策定し、安定した財政運営や収入に見合った真に必要な行政サービスを的確に実施していくための予算編成の指針とするため、本町の財政運営の最上位計画として位置付けるものです。

また、今回策定する新財政計画は、特定財源（国庫補助金などの使い道が決められている財源）を除いた一般財源（町税などの使い道に明確な制限のない財源）をベースに策定し、当町の財政状況をより現実に近い推計値として表しています。

2　計画期間と会計単位

(1) 計画期間

計画の期間は、令和４年度から令和８年度までの５年間とします。

(2) 会計単位

会計の単位は、普通会計（一般会計）とします。

3　計画の検証

本計画は年度ごとに目標値を設定していますが、計画目標に対する実績数値を比較し、分析及び評価を行い、その結果を公表します。

4　計画目標と計画値の推計方法

(1) 計画目標

①　効率的・効果的な財政運営による歳出抑制

人口減少などに伴う町税や地方交付税などの一般財源となる歳入減少が見込まれることから、これに対応するため民間活力の導入や公共施設等総合管理計画に基づく施設の統廃合、増加傾向になりがちな物件費などの積極的な縮減などにより歳出を抑制することとし、一般財源ベースで１００億円を目途として、歳入に見合った歳出となるよう効率的で効果的な財政運営に努めます。

②　地方債残高の減少

地方債残高の減少については、今までも新規の地方債発行の抑制や計画的な繰上償還等を行ってきましたが、今後においても引き続き地方債残高の減少に努めます。また、公共事業によって新たに地方債を発行する場合は、交付税算入率の高い地方債の活用に努めます。

(2) 計画値（目標値）の推計方法

計画値を推計するに当たり、過去の決算額や令和３年度決算見込額、人口の推移などを勘案し、歳入については科目ごとに、歳出については性質別に各項目それぞれの特殊要因を加味した上で計画値を推計しています。

なお、大型建設事業等の投資的経費や、大雨や地震などの災害に係る復旧経費については、今後想定することが困難であり、計画値に大きく影響が生じることから、推計値には含めないこととしています。

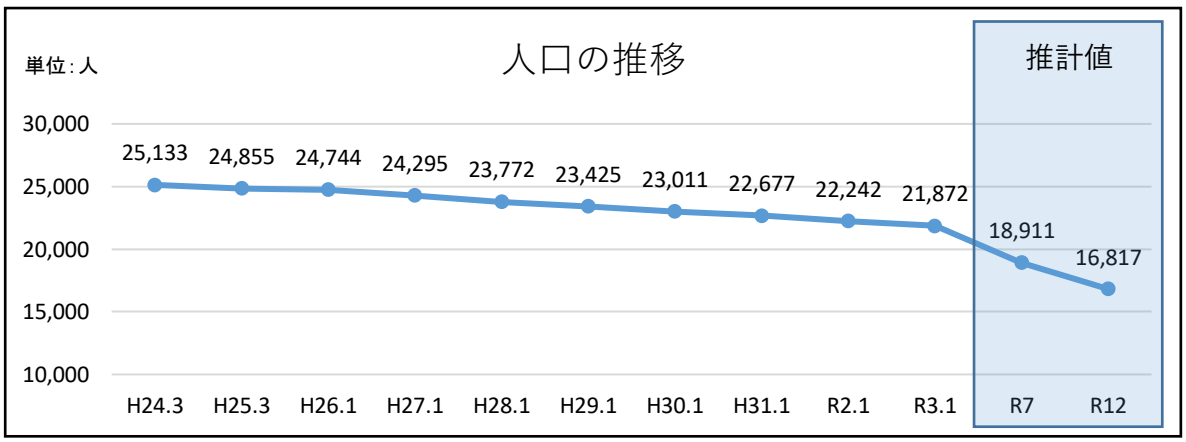

※人口数は、住民基本台帳年報の数値を使用しています。また、令和７年と令和１２年の数値は、国立社会保障人口問題研究所が算出した推計値を使用しています。

歳入の推計

① 町税

町税には、個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税及び都市計画税があります。

〔推計方法〕

- 個人町民税、法人町民税、軽自動車税及びたばこ税については、令和３年度決算見込額を基本として推計しています。
- 固定資産税については、償却資産の減少や令和６年度に実施予定の評価替えによる影響を勘案して、毎年度減少することとして推計しています。
- 入湯税については、税率改正による影響を勘案して推計しています。
- 都市計画税については、過去の実績等を勘案して、毎年度減少することとして推計しています。

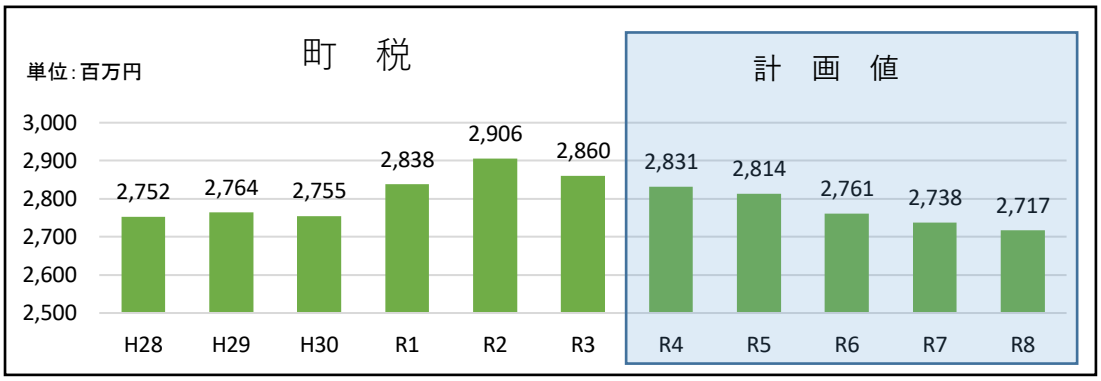

※平成２８年度から令和２年度までは決算額、令和３年度は決算見込額、令和４年度から令和８年度までは計画値（目標値）を表記しています。

② 地方交付税

地方交付税は、全国のどの地方公共団体でも一定の行政サービスを提供できるように、国税を財源として一定の基準により市町村へ交付されるもので、次の２種類に区分されます。

- 普通交付税・・・基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、原則としてその超える額（財源不足額）が交付されるものです。
- 特別交付税・・・災害や特別な財政事情などの普通交付税では補足されない財政需要に対して交付されるものです。

〔推計方法〕

- 普通交付税については、令和３年度基準財政需要額を基に、事業費補正及び公債費算入分を置換え推計しています。また、基準財政収入額は令和３年度と同額としています。
- 特別交付税については、当該年度の災害や特別な財政事情により変動することから、過去の実績等を勘案して、収入見込額を計上しています。

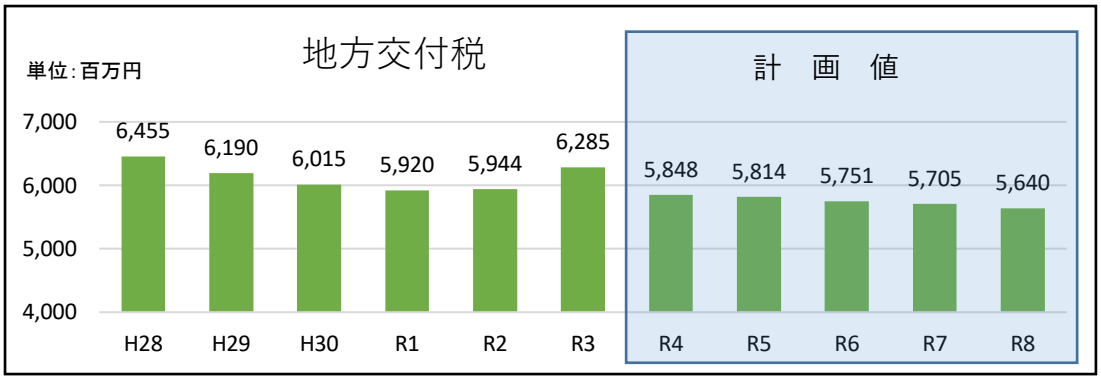

※平成２８年度から令和２年度までは決算額、令和３年度は決算見込額、令和４年度から令和８年度までは計画値（目標値）を表記しています。

③　地方譲与税、税交付金等

地方譲与税のほか、地方消費税交付金や地方特例交付金などの各種交付金は、国税や道税として徴収され、一定の基準により市町村へ交付されるもので、次の歳入を推計しています。

- 地方譲与税
- 配当割交付金
- 法人事業税交付金
- 環境性能割交付金
- 交通安全対策特別交付金
- 利子割交付金
- 株式等譲渡所得割交付金
- 地方消費税交付金
- 地方特例交付金

〔推計方法〕

- 地方譲与税の内、自動車重量譲与税については、人口増減と関連することから、将来人口推計を勘案して推計しています。
- 環境性能割交付金については、人口増減と関連することから、将来人口推計を勘案して推計しています。
- 上記以外については、令和３年度決算見込額を基本として、令和３年度の地方財政計画伸び率を勘案して推計しています。

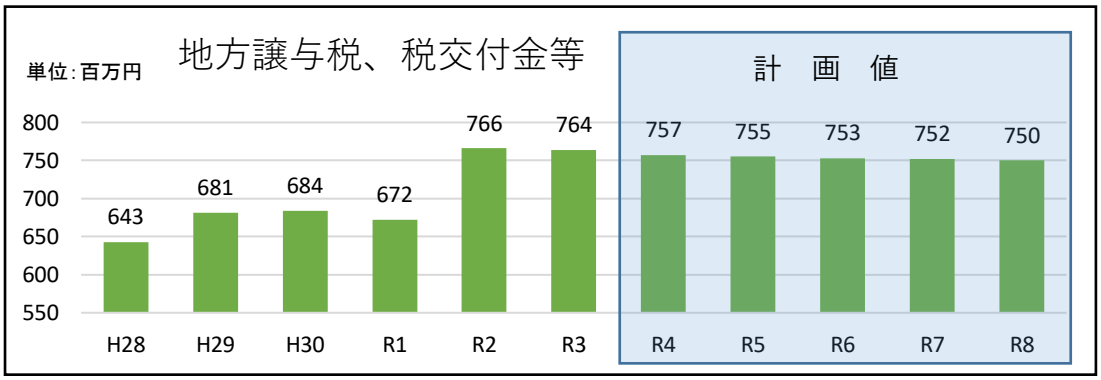

※平成２８年度から令和２年度までは決算額、令和３年度は決算見込額、令和４年度から令和８年度までは計画値（目標値）を表記しています。

④ 地方債

地方債は、市町村が事業を実施する際、多額の資金を要するときや財源不足が生じる場合に、長期の借入資金を手当して財源とするものです。

〔推計方法〕

一般財源となる臨時財政対策債を令和３年度の発行可能額と同額を計画値としています。

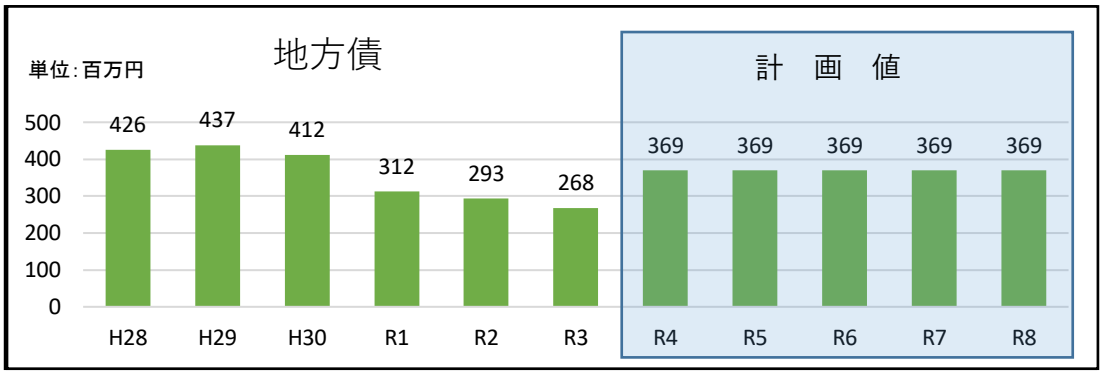

※平成２８年度から令和２年度までは決算額、令和３年度は決算見込額、令和４年度から令和８年度までは計画値（目標値）を表記しています。
※令和３年度決算見込額は、発行可能額のうち１億円程度が基準財政需要額に算入されていることから、その差引後の額となっています。

⑤ その他の収入

その他の収入は、財産収入、繰入金、繰越金及び諸収入などの財源をまとめています。

〔推計方法〕

- 財産収入については、令和３年度決算見込額を基本として推計しています。
- 繰越金については、前年度決算の余剰分と同額を計画値としています。なお、令和４年度繰越金は零としています。
- 諸収入については、令和３年度決算見込額を基本に、歳出総額に係る諸収入の割合を勘案して推計しています。

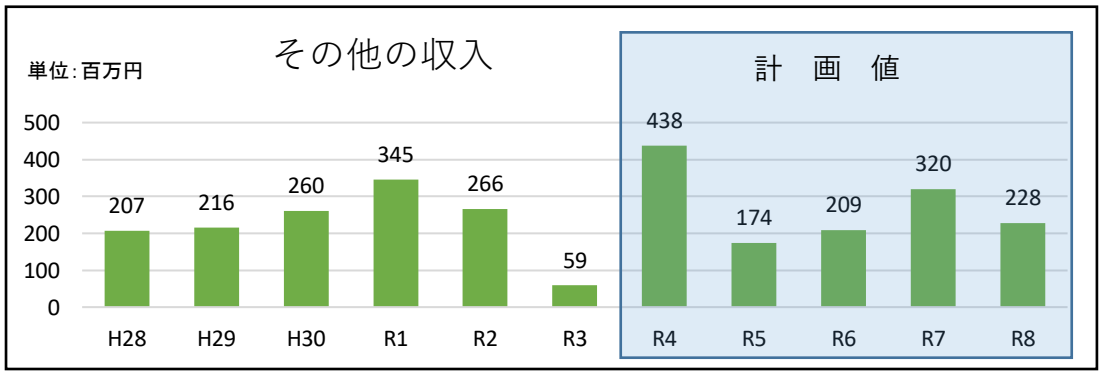

※平成２８年度から令和２年度までは決算額、令和３年度は決算見込額、令和４年度から令和８年度までは計画値（目標値）を表記しています。

歳出の推計

① 人件費

人件費は、町職員の給与（給料、職員手当及び共済費）や町議会議員、各種委員等の報酬などの経費です。

〔推計方法〕

令和３年度の決算見込額を基本として、年度ごとの退職者や新規採用者、昇級昇格等の動きを勘案して推計しています。

なお、平成２８年度、令和元年度、令和４年度及び令和７年度には、退職手当組合清算納付金が含まれています。

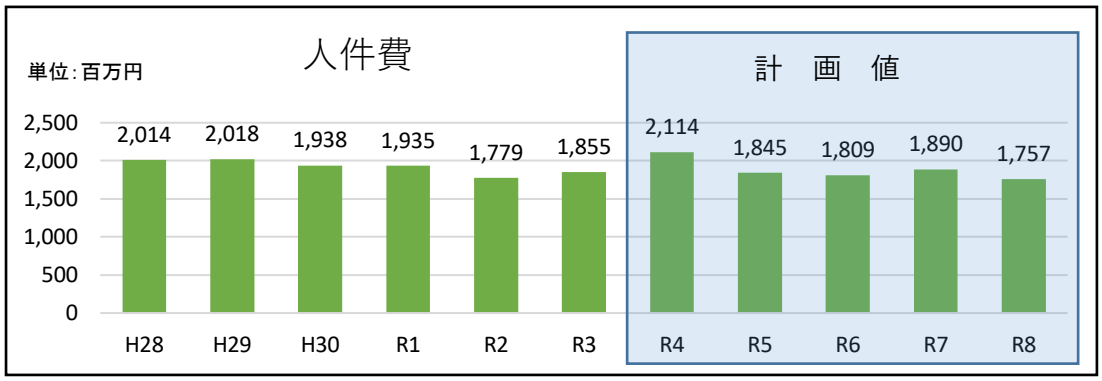

※平成２８年度から令和２年度までは決算額、令和３年度は決算見込額、令和４年度から令和８年度までは計画値（目標値）を表記しています。

② 物件費

物件費は、経常的に執行する旅費、需用費、役務費及び委託料などの消費的性質をもつ経費です。

〔推計方法〕

過去１０ヵ年の実績による平均値と同額を計画値として計上しています。

なお、令和３年度以降、高齢者福祉施設指定管理業務に係る経費を含めて推計しています。

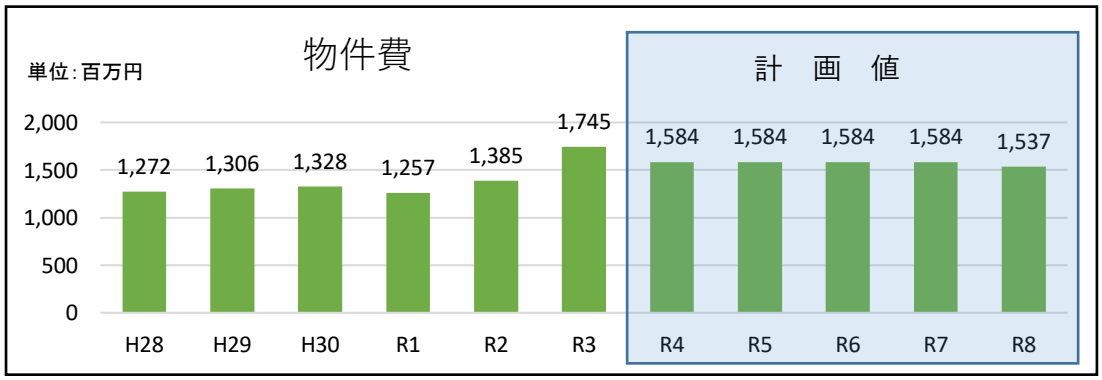

※平成２８年度から令和２年度までは決算額、令和３年度は決算見込額、令和４年度から令和８年度までは計画値（目標値）を表記しています。

③ 維持補修費

維持補修費は、地方公共団体が管理する公共施設等を維持するための補修に要する経費です。

〔推計方法〕

過去１０ヵ年の実績による平均値と同額を計画値として計上しています。

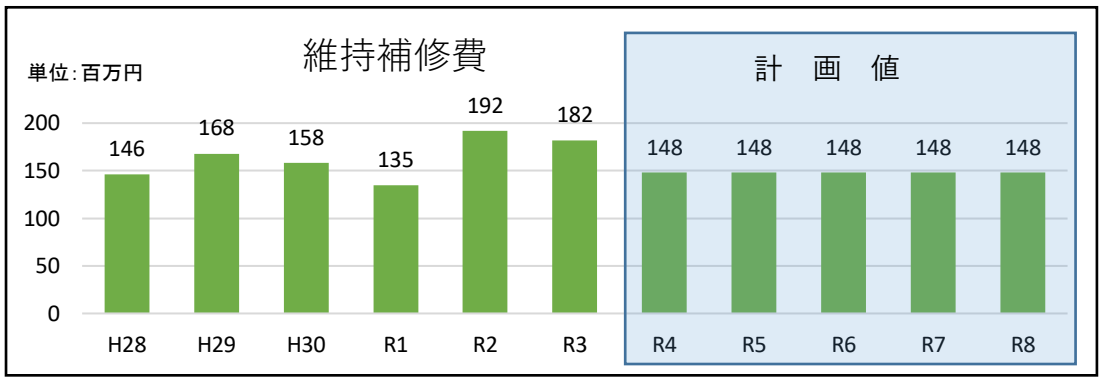

※平成２８年度から令和２年度までは決算額、令和３年度は決算見込額、令和４年度から令和８年度までは計画値（目標値）を表記しています。

④ 扶助費

扶助費は、社会保障の一環として、高齢者や障がい者、生活困窮者などに対する各種支援に要する経費です。

〔推計方法〕

令和３年度の決算見込額を基本として、過去の実績や将来人口推計を勘案して推計しています。

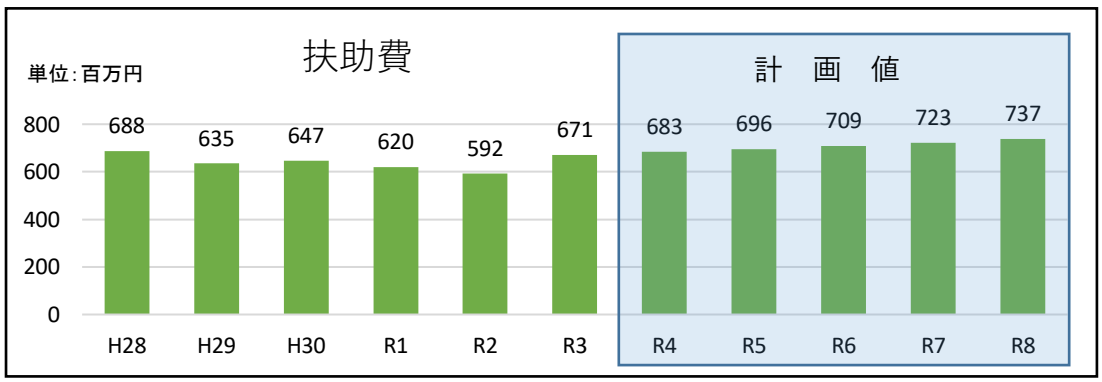

※平成２８年度から令和２年度までは決算額、令和３年度は決算見込額、令和４年度から令和８年度までは計画値（目標値）を表記しています。

⑤ 補助費等

補助費等は、各種団体等に対する補助金や交付金、報償費や役務費などの経費です。

〔推計方法〕

補助費等の内、公営企業会計負担金・補助金については、令和３年度決算見込額を基本に公債費による基準額を置換えて推計しています。

なお、令和３年度までは繰出金として支出していた簡易水道事業特別会計及び下水道事業特別会計への一般会計において負担すべき経費については、当該特別会計が令和４年４月から公営企業会計へ移行するため、性質別区分を補助費等に変更して推計しています。

また、その他の単独事業については、令和３年度決算見込額と同額を計画値としています。

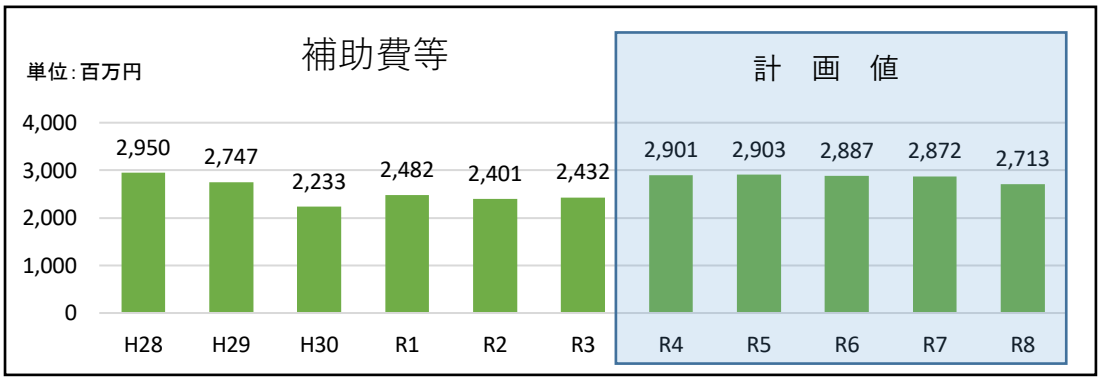

※平成２８年度から令和２年度までは決算額、令和３年度は決算見込額、令和４年度から令和８年度までは計画値（目標値）を表記しています。

⑥ 投資的経費

投資的経費は、道路、学校、庁舎等の公共・公用施設の新築や増設事業などの将来に残るものに使われる整備経費です。

〔推計方法〕

各年度3.5億円の投資的経費を計上しています。

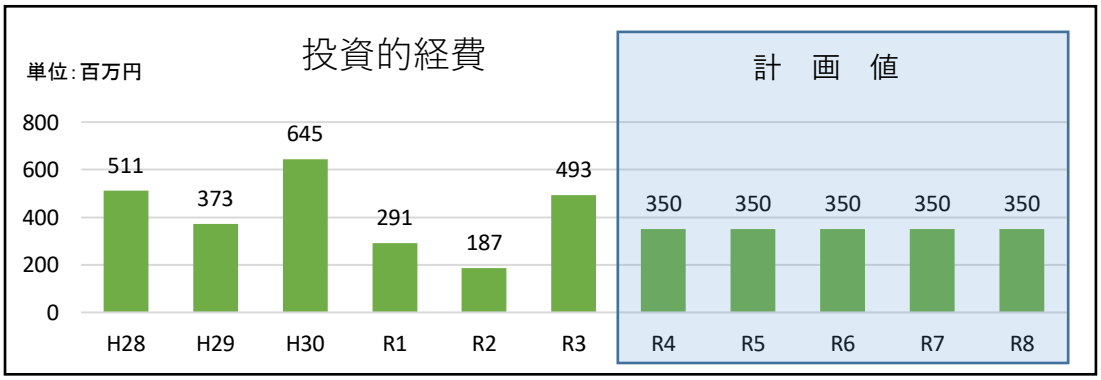

※平成２８年度から令和２年度までは決算額、令和３年度は決算見込額、令和４年度から令和８年度までは計画値（目標値）を表記しています。

⑦ 公債費

公債費は、地方公共団体が借り入れた地方債の元金と利子の償還に係る経費です。

〔推計方法〕

令和２年度末の地方債残高に対する償還予定額を基本として、新規発行債に対する償還額を勘案して推計しています。

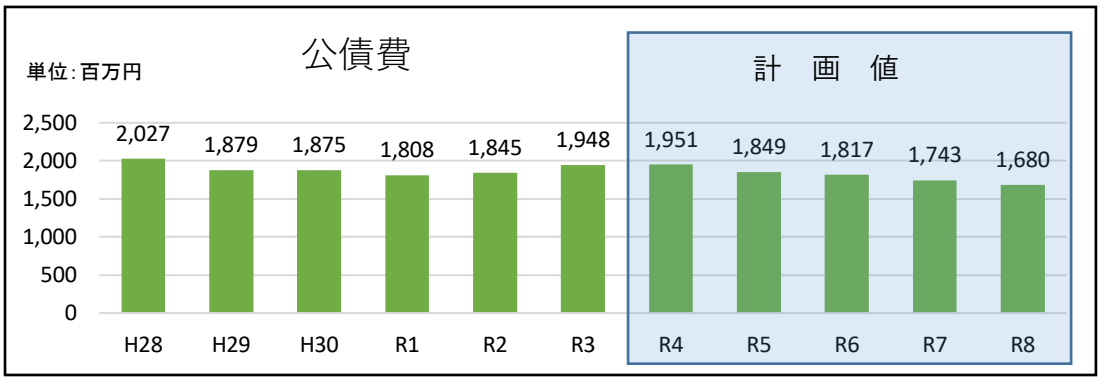

※平成２８年度から令和２年度までは決算額、令和３年度は決算見込額、令和４年度から令和８年度までは計画値（目標値）を表記しています。

⑧ 積立金

積立金は、財源に余裕がある場合や、計画的な財政運営を行うための基金への積立です。

〔推計方法〕

財政調整基金の適正規模は、標準財政規模の１０%～２０%が望ましいとされています。令和３年度末の基金残高は適正規模の範囲内となる見込みであり、この適正規模を今後も維持していくために、各年度の歳入歳出額を勘案して積立額を推計しています。(参考：R2標準財政規模 9,358,692千円)

その他、減債基金積立金として繰越金の２分の１の額を計上しています。

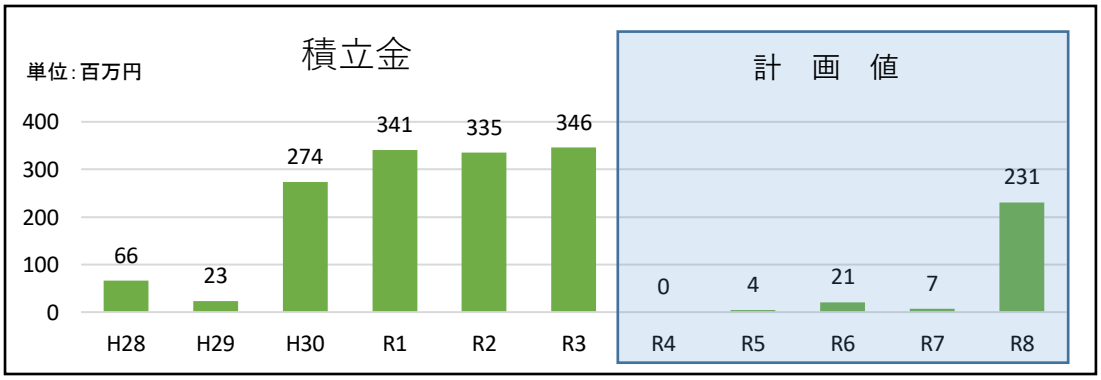

※平成２８年度から令和２年度までは決算額、令和３年度は決算見込額、令和４年度から令和８年度までは計画値（目標値）を表記しています。

⑨ 貸付金

貸付金は、法令や条例等により財団法人等に対して貸し付ける経費です。

〔推計方法〕

令和３年度の決算見込額を基本として推計しています。

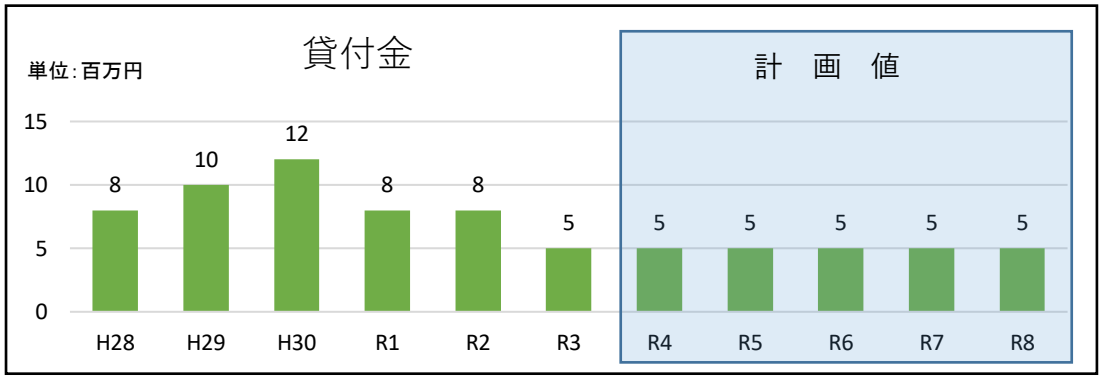

※平成２８年度から令和２年度までは決算額、令和３年度は決算見込額、令和４年度から令和８年度までは計画値（目標値）を表記しています。

⑩ 繰出金

繰出金は、一般会計から特別会計へ支出する経費です。

〔推計方法〕

簡易水道事業特別会計及び下水道事業特別会計については、令和３年度までは繰出金として支出していましたが、令和４年４月から公営企業会計へ移行するため、令和４年度以降の繰出金計画値には含めず、補助費等の計画値に計上しています。

令和４年度以降の計画値は、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計における過去の実績等を勘案して推計しています。

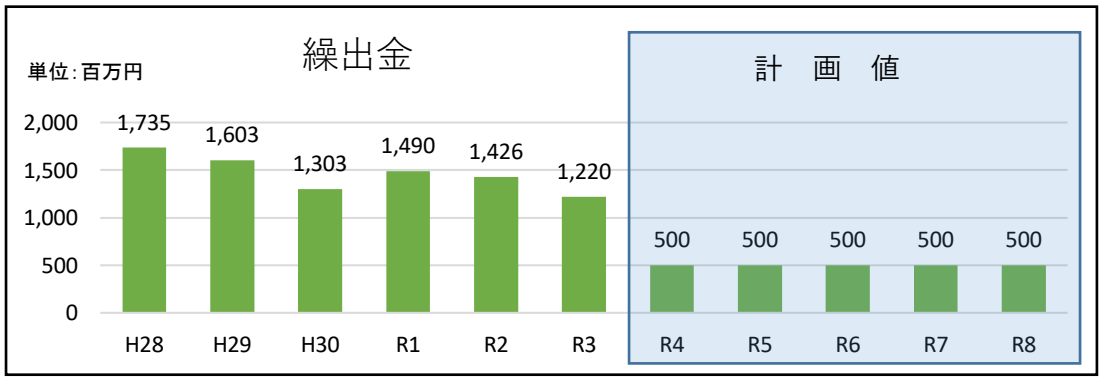

※平成２８年度から令和２年度までは決算額、令和３年度は決算見込額、令和４年度から令和８年度までは計画値（目標値）を表記しています。

地方債残高の推移

地方債は、市町村が事業を実施する際に、財源不足を来す場合や一時的に多額の資金を要するとき、国や金融機関など外部から長期の借入資金を調達して財源とするものです。

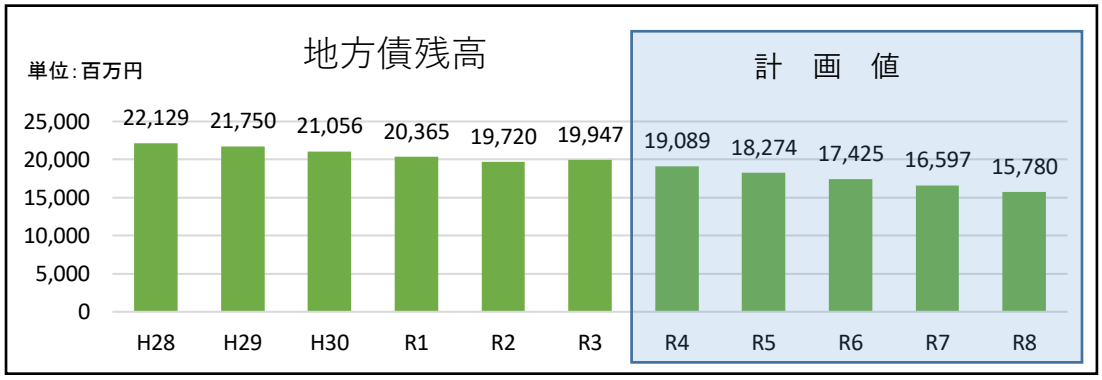

※平成２８年度から令和２年度までは年度末残高、令和３年度は年度末見込残高、令和４年度から令和８年度までは年度末残高の計画値（目標値）を表記しています。

主な財政指標の推移

①　経常収支比率

経常収支比率は、経常的な一般財源収入が経常的な経費に充てられた割合を示した指標で、財政構造の弾力性を示す指標です。この比率が大きくなるほど、新たな行政サービスを行うための財源が乏しく、財政の弾力性が失われ、硬直した財政構造になっていると考えらます。一般的には７０％～８０％が望ましいとされています。

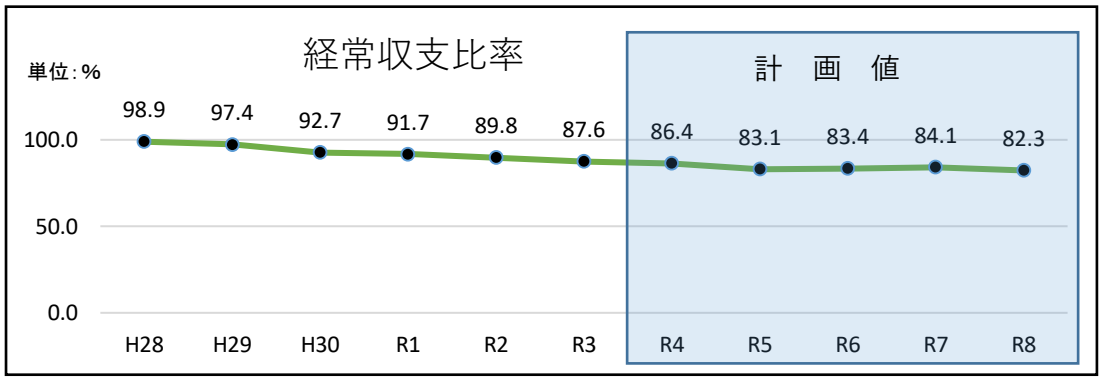

※平成２８年度から令和２年度までは決算に対する比率、令和３年度は決算見込に対する比率、令和４年度から令和８年度までは計画値（目標値）に対する比率を表記しています。

② 実質公債費比率

実質公債費比率は、地方債の返済額やこれに準じる額（特別会計の公債費に充当された繰出金、債務負担行為額など）を指標化したもので、実質的な公債費に費やした一般財源の額が標準財政規模に占める割合を表すものです。この比率が１８％以上の団体は、地方債を発行する際に公債費負担適正化計画の策定を前提に許可が必要となり、また、２５％を超えると早期健全化団体となり一部の地方債発行に制限を受けることになります。

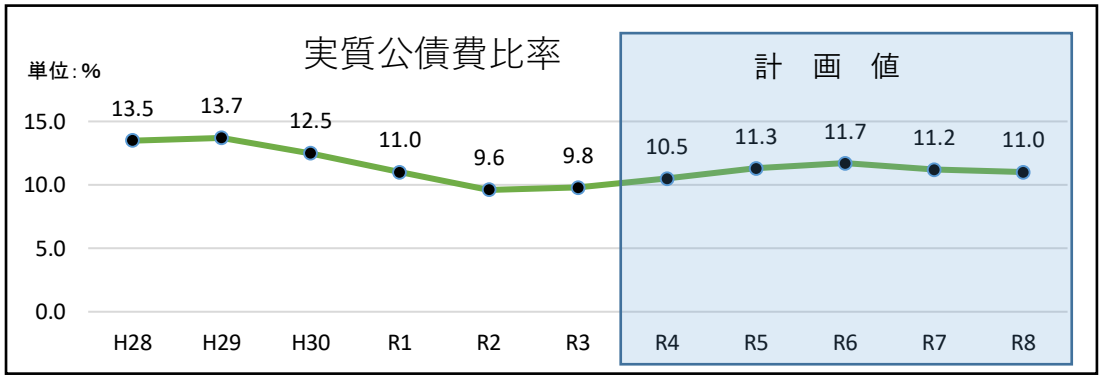

※平成２８年度から令和２年度までは決算に対する比率、令和３年度は決算見込に対する比率、令和４年度から令和８年度までは計画値（目標値）に対する比率で、それぞれ過去３ヵ年平均を表記しています。

③ 将来負担比率

地方公共団体の地方債や将来支払っていく負担等について、現時点での残高を指標化したもので、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標です。この比率が３５０％を超えると早期健全化団体となります。

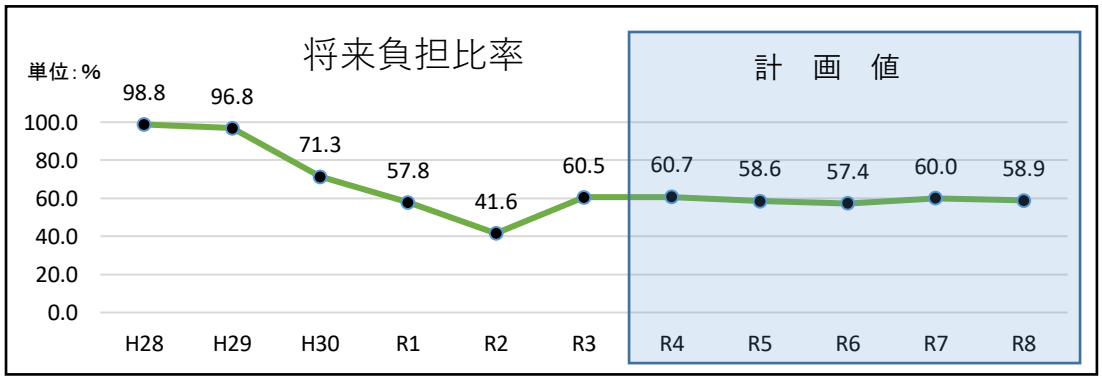

※平成２８年度から令和２年度までは決算に対する比率、令和３年度は決算見込に対する比率、令和４年度から令和８年度までは計画値（目標値）に対する比率を表記しています。

5　財政計画（一般財源ベース）

（単位：百万円）

歳入区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
町税	2,831	2,814	2,761	2,738	2,717
地方交付税	5,848	5,814	5,751	5,705	5,640
地方譲与税・税交付金等	757	755	753	752	750
地方譲与税	176	174	172	171	169
利子割交付金	1	1	1	1	1
配当割交付金	5	5	5	5	5
株式等譲渡所得割交付金	20	20	20	20	20
法人事業税交付金	9	9	9	9	9
地方消費税交付金	525	525	525	525	525
環境性能割交付金	8	8	8	8	8
地方特例交付金	10	10	10	10	10
交通安全対策特別交付金	3	3	3	3	3
地方債	369	369	369	369	369
その他の収入	438	174	209	320	228
財産収入	28	28	28	28	28
繰入金	370	100	100	240	100
繰越金	0	7	42	13	62
諸収入・その他	40	39	39	39	38
歳入合計　A	10,243	9,926	9,843	9,884	9,704

歳出区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人件費	2,114	1,845	1,809	1,890	1,757
物件費	1,584	1,584	1,584	1,584	1,537
維持補修費	148	148	148	148	148
扶助費	683	696	709	723	737
補助費等	2,901	2,903	2,887	2,872	2,713
投資的経費	350	350	350	350	350
公債費	1,951	1,849	1,817	1,743	1,680
積立金	0	4	21	7	231
貸付金	5	5	5	5	5
繰出金	500	500	500	500	500
歳出合計　B	10,236	9,884	9,830	9,822	9,658

収支　A－B	7	42	13	62	46

財政調整基金積立金	0	0	0	0	200
財政調整基金取崩額	70	0	0	0	0
財政調整基金残高	1,007	1,007	1,007	1,007	1,207
地方債発行額	1,286	1,223	1,164	1,108	1,054
地方債償還額	2,144	2,038	2,013	1,936	1,871
地方債残高	19,089	18,274	17,425	16,597	15,780

（単位：%）

経常収支比率	86.4	83.1	83.4	84.1	82.3
実質公債費比率	10.5	11.3	11.7	11.2	11.0
将来負担比率	60.7	58.6	57.4	60.0	58.9